

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成16年10月25日 第3278号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市左京区栗田口鳥居町49番地（一部）、東山区三条通白川橋東入五丁目東町244番地（一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲一丁目9番9号

東京建物株式会社

代表取締役 南啓介

(都市計画局都市景観部開発指導課)